

令和7年度第2回高槻市子ども・子育て会議資料に対する事前質問

1. 事前質問実施結果

件数 9件 (うち、(1)資料に関連する質問 7件、(2)その他の質問 2件)

2. 質問一覧

(1) 資料に関連する質問

資料NO.	ページ	該当部分	質問	回答
2	ー	(1) 特定乳児等通園支援事業について	広報たかつき2月号に4月1日以降の利用希望登録方法が載っていました。 その中で、「認定」されると利用登録の案内があると記載があります。 この事業は0歳6ヶ月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに対し、月の一定時間までの利用可能枠の範囲内で就労要件を問わず利用できる事業ですが、この条件以外に「認定」の条件はありますか？ また、申請開始時期はいつからになりますか？	認定の条件は当該条件のみとなりますが、居住地の市区町村ごとに認定を行うこととなるため、高槻市民としての居住実態をあわせて確認することとなります。 また、申請時期につきましては、認定のための国の総合支援システムの改修が3月に行われることから、3月上旬を目途に市ホームページにて電子申請のためのフォームを公開し、市で受付を開始していく予定です。
2	ー	(2) 量の見込みについて	資料では第3次高槻市子ども・子育て支援事業計画における「令和8年度の量の見込み及び確保策」を提示いただいています。 対象となる全ての子育て世帯が希望するとは限りませんが、高槻市としてアンケート調査等、何らかの方法で希望する世帯の実態把握は行っておられますか？ 令和8年度の量の見込み確保方策では量の不足が見られます。申請開始後、利用定員の設定以上の利用登録があった場合はどのように対応されるのか教えてください。	希望世帯の実態把握については、事業計画策定時点で国の制度が決まっていなかったことから、アンケート調査等は実施せず、令和6年度の試行的事業の実施状況等をもとに国の算出方法に則り、量の見込みを算出したところですが、 なお、供給量については、令和11年度にかけて充足していくことを目指し策定しております。今後、本格実施後の利用状況をみながら、適切な確保策の検討を継続して参ります。
2	ー	(3) 令和8年度における確認に係る利用定員の設定について	特定乳児等通園支援事業の利用定員について、民間園の事業開始がいよいよ本格化してきましたが、民間園では、空きスペースや定員充足しており、なかなか事業を開始出来ない法人もあります。 そうした上で公立園や高槻市立で事業をされる予定はありませんか。ないとして、その理由を教えてください(量の過不足が大きい為)。	乳児等通園支援事業の供給量については、令和11年度にかけて充足していくことを目指しています。本事業は令和8年度から本格実施となりますので、公立施設については、今後のニーズ等を見極めながら、検討を行って参ります。
2	ー	(3) 令和8年度における確認に係る利用定員の設定について	特定乳児等通園支援事業について、令和7年4月1日より事業を実施している施設が2施設ありますが、現時点での実績はどのようになっていますか。 現時点での回答が難しい場合、実績を確認できるタイミングはありますか。	実績については、各園・各月ごとに利用時間に差はありますが、4月から12月までの実績で、実利用人数が合計539人で月平均59人、延べ利用人数が合計1,359人で、月平均151人、利用時間が合計2,652時間で、1人あたり月平均4.3時間程度の利用となっております。
2	ー	(3) 令和8年度における確認に係る利用定員の設定について	第3次高槻市子ども・子育て支援事業計画では令和7年度から令和11年度の「量の見込み及び確保方策」が示されています。計画では令和11年度には不足を解消し、量を確保できる体制が提示されています。また、国において制定される要件・基準を注視し、実施が可能な施設・事業所や利用ニーズを勘案し適切な確保に努めますとあります。 令和8年度は資料にありますように5か所での実施になりますが、高槻市として、今後、量を適切に確保するために実施が可能な施設・事業所を認可していく基準と選定方法を教えてください。	乳児等通園支援事業の人員や面積等の認可基準については、本市の「高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」において定めており、条例で定める基準は、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」によるものです。 また、教育・保育施設等に対し、引き続き意向調査を行うとともに、希望する施設等に対し、実施のための助言や支援を行い、適切な量の確保に努めて参ります。
2	ー	(3) 令和8年度における確認に係る利用定員の設定について	「乳児等通園支援事業の認可申請について」は高槻市のホームページに主な事業の実施場所として保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所・幼稚園・企業主導型保育事業所・認可外保育施設・児童発達支援センターの他に、地域子育て支援拠点が想定されると記載されています。 地域子育て支援拠点は中学校区に1か所設置され、子育て親子の身近で気軽に行ける高槻市の事業です。保護者が乳児等通園支援事業を利用する際、親子共に身近で安心して通える場所となります。 今後、量の確保の適切な事業所として認可を考慮してもらえるかをお伺いします。認可を考慮してもらえる場合は認可申請の時期や手続き方法を教えてください。また認可を考慮してもらえない場合はその理由を教えてください。	乳児等通園支援事業の認可については、事業者の申請に基づき行うものであるため、地域子育て支援拠点の実施事業者から認可申請があった場合は、本市の「高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」の定めに基づき、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」により、申請書を精査し審査するとともに、児童福祉専門分科会における意見聴取を踏まえ、認可を判断することとなります。 なお、認可時期については可能な限り柔軟に対応して参ります。
3	ー	2-5(4) 教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策について	今年度より地域教育協議会から全ての中学校区に学校運営協議会が設置され、その構成員構成を拝見する中で、学校・地域・家庭を中心とした連携体制が制度的に構築されつつある一方、幼児教育・保育施設の位置づけについて疑問を持ちました。 保幼小連携の推進において、公立施設が「教育・保育提供区域内の核」としてコーディネーター的役割を担うとされていますが、民間認定こども園・私立幼稚園が今後どのような形でこの連携構造に組み込まれていくのかについてお伺いします。 民間施設の位置づけ、参画の枠組み、連携の仕組みについて、現時点で想定されている内容があればお示しください。	公立施設のコーディネーターとしての役割についてですが、公立施設が主となって、地域における保幼小連携の会議等を開催し、そこを足がかりにして、各施設が小学校とつながっていくということを想定しています。

(2) その他の質問

項番	概要	質問	回答
1	認定こども園の安全確保体制について	認定こども園の安全確保体制についてお伺いします。 例えば警察や関係機関との連携による巡回・パトロールといったような、認定こども園における今後の安全確保体制の方針について、認識や対応方針が御有りでしたらお示しいただけますでしょうか。	公立の認定こども園につきましては、安全対策として入口に電子錠を取り付けています。また、学校併設の園等においては、有人警備の契約をしており、警備員が施設を巡回しています。
2	子ども子育て支援事業全般について(5歳児検診について)	各地で導入が進みつつある5歳児検診(集合検診形式)についてですが、高槻市として、 ① 制度導入の検討有無 ② 情報収集・調査段階なのか ③ モデル事業等の試行検討段階なのか ④ 現行制度との整理(3歳6か月健診・就学前支援との関係性)について、現在の検討状況を具体的に示していただけませんか。	5歳児健診についての本市の状況ですが、今後の実施に向け、現在、情報収集や手法の検討、関係機関や庁内関係部署との調整を進めているところです。 モデル事業としての実施については考えておりません。 現行制度との整理については、1歳6か月児や3歳6か月児の年齢ではまだ把握しづらい、集団生活における課題を抱える児の相談に対応し、学校生活がスムーズに開始できるように必要時に就学相談等につなげることに主眼を置き検討・調整を重ねているところです。